

小松市環境美化ボランティア「わがまち美化ピカ隊」実施要綱

(趣旨)

第1条 小松市が管理する道路、公園緑地その他の公共の施設（以下「公共の施設」という。）において清掃ボランティア活動等を行い、公共の施設を美しくする環境美化ボランティア（以下「わがまち美化ピカ隊」という。）制度については、この要綱の定めるところとする。

(対象者)

第2条 わがまち美化ピカ隊に参加するものは、団体とする。

(登録の手続き)

第3条 わがまち美化ピカ隊の登録の手続きは、次のとおり行うものとする。

(1) わがまち美化ピカ隊を希望する団体が自らボランティア活動の区域及び方法を定めて市長に申し出る手続きによるもの。

(2) 市長がボランティア活動の区域及び方法を定めてわがまち美化ピカ隊を募集する手続きによるもの。

2 市長は、わがまち美化ピカ隊に対し、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

(1) ごみ袋の提供

(2) わがまち美化ピカ隊参加者のための保険の加入

(3) 小松市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成6年小松市条例第17号）第35条に定める手数料の減免

(4) 草刈り機の燃料の支給

(5) その他市長が必要と認めたもの。

3 わがまち美化ピカ隊は、市長が別に定めた様式においてアピール看板を設置することができる。

(協定)

第4条 わがまち美化ピカ隊に参加しようとする団体は、わがまち美化ピカ隊申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出を受けた場合において、その内容が適切であると認めたときは、当該団体と協定書を締結するものとする。

3 協定書は、協定の日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、次条に規定する協定の解消がない場合は、更に1年継続するものとし、以後も同様とする。

(協定の解消)

第5条 わがまち美化ピカ隊に参加している団体が、協定の解消を希望するときは、わがまち美化ピカ隊辞退届(様式第2号)を市長へ提出するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、協定を解消することができる。

(1) わがまち美化ピカ隊の団体の活動が協定書の内容と異なるとき。

(2) わがまち美化ピカ隊の団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。

(3) ボランティアを行っている公共の施設を新たな目的のために使用する必要が生じたとき。

(表彰の対象)

第6条 表彰は、協定書による活動が継続され、当該年度において5年以上経過する団体から表彰し、以下5年ごとに表彰することができるものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。